

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	平成28年度清須市自転車等駐車対策協議会
開 催 日 時	平成29年2月15日（水曜日）午後2時から
開 催 場 所	清須市役所北館 3階研修室
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 清須市自転車等駐車対策協議会について 3. 報告事項等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自転車等駐車対策基本方針、名鉄新清洲駅自転車等駐車場の整備及び供用開始後の状況 (2) JR枇杷島駅自転車等駐車場の整備について (3) JR枇杷島駅周辺自転車等放置禁止区域の指定について 4. その他
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 清須市自転車等駐車対策協議会について（資料1） ・ 自転車等駐車対策基本方針、名鉄新清洲駅自転車等駐車場の整備及び供用開始後の状況（資料2） ・ JR枇杷島駅自転車等駐車場の整備について（資料3） ・ JR枇杷島駅周辺自転車等放置禁止区域の指定について（資料4）
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開会議
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	1人
出 席 委 員 (代理出席を含む)	中村英樹、鈴木弘司、鈴木正人、杉本英幸、橋本達雄、嶋川豊、福田英司、福富正一（名古屋鉄道㈱西部支配人室営業総務課長代理）、秋田典克（西枇杷島警察署生活安全課長代理）、竹内美智雄（西枇杷島警察署交通課長代理）、堀田忠彦、仙石忠広
欠 席 委 員	0人

出席者（市）	葛谷賢二、宮崎稔
事務局	〔総務部〕 大橋部長 〔防災行政課〕 後藤課長、舟橋副主幹兼防災防犯係長、鵜子主任
<p>●事務局</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から「平成28年度清須市自転車等駐車対策協議会」を開催いたします。本日、進行をつとめさせていただきます、防災行政課長の後藤と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。会議の開催に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告させていただきます。</p> <p>本日の会議は、委員の半数以上の方が出席されております。従いまして、「清須市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則」第12条第3項の規定によりまして、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は、「清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により、公開会議となっていますので、よろしくお願いいたします。傍聴人各位におかれましては、同要綱第6条第4項の規定により、お手元に配布しました遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに本協議会の会長であります中村様よりごあいさつを申し上げます。</p> <p>●中村会長</p> <p>名古屋大学の中村でございます。皆様、どうもこんにちは。この協議会は、平成26年度3月に清須市の自転車等の駐車に関する基本方針ということで、こういった形で取りまとめられて、清須市内の自転車の利用の適正化を図るということで、（名鉄）新清洲、（JR）枇杷島、そして（JR）清洲、この3箇所の駅について、整備だけではなく、いろいろな方法、例えば有料化といったものを含ませながら、適正化を図っていくという方針が定められまして、昨年、ちょうど1年ほど前になりますけれども、新清洲の新しい自転車駐車がオープンしたということでございます。</p> <p>その後、1年ほど経ちまして、いろいろと利用した人もみえるということで、今日はそのあたりの報告をしていただけたかと思っておりますけれども、これをベースにまた今後の清須市内の自転車等駐車場の整備に向けて議論していきたいと思っておりますので、どうぞ、ご出席の方は、それぞれご専門の立場から忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>●事務局</p> <p>ありがとうございました。次に、資料の確認をお願いいたします。 (資料確認)</p>	

●事務局

続きまして、委員のご紹介でございますが、時間の都合もございますので、本日お配りしました委員名簿に代えさせていただきます。

なお、地域代表として、小場塚ブロック市政推進委員の鈴木様、一場ブロック副市政推進委員の橋本様、行政機関として、愛知県尾張建設事務所 維持管理課長の仙石様が、新たに委員としてご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、議事進行を中村会長にお願いしたいと思います。中村会長お願いいたします。

●中村会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「2 清須市自転車等駐車対策協議会について」ということで、資料1の説明を事務局からお願いします。

●事務局

<資料1の説明>

●中村会長

どうもありがとうございました。

今回から変わられた委員の方がいるということで、放置の防止に関する条例と、施行規則について確認をしていただきましたが、この件について、質問等がございましたらご発言ください。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは引き続きまして、3の報告事項等に移りたいと思います。最初に「自転車等駐車対策基本方針・名鉄新清洲駅自転車等駐車場の整備及び供用開始後の状況（資料2）」について事務局から説明願います。

●事務局

<資料2の説明>

●中村会長

ありがとうございました。

ただいま、名鉄新清洲駅の北・南駐車場、それから待ちがあったということで、急遽、北に第2自転車駐車を整備されたということで報告がありましたけれど、この件につきまして何かご質問はございますでしょうか。

●仙石委員

教えていただきたいんですが、資料の〈基本方針の考え方〉で、適正な需要のコントロール、主に近距離利用者の抑制を行った上で、とあるんですが、これは具体的にはどのようなことをされているんですか。

●事務局

これを行うために、有料駐輪場を整備しまして、近距離利用者の低減を見込んで整備しております。

●中村会長

要するに、無料だと近くでも自転車に乗ってしまう傾向がある中で、有料化することによって、そういう利用を、近いから歩いて行きましょうという形でやめていただける方が出てくる可能性があるということです。

●仙石委員

例えば、定期利用を契約する場合に、住所とかを聞いて、近い人はお断りしたりといったことはやっているんですか。

●事務局

そこまではやっておりません。

●仙石委員

有料化を行って、近くから来る人の抑制を図ったということですね。
ありがとうございました。

●中村会長

ちなみに、容量は何台なんですか。

●事務局

資料2の②の右側に、〈定数〉というのがございますが、これが収容可能台数です。南ですと821台、北ですと398台となっております。

●中村会長

そうすると、南については当初、900を越える利用希望があったということですね。

100台分が超過していたので、それを北第2自転車駐車を造ることによって、そちらに回していると、そういう理解でよろしいでしょうか。

●事務局

はい。

●中村会長

その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

●鈴木（弘司）委員

すいません。確認させていただきたいんですが、放置自転車の状況の、資料2①のほうなんですが、時点としては3か月とか半年とかあるんですが、表では3～5月とか6～8月なんですけども、ある時点で観測されたんですか。この期間で平均的にこのくらいの台数なんでしょうか。

●事務局

これは、この期間の合算です。

●鈴木（弘司）委員

そうしますと、例えば半年後の6台というのは、同じ自転車がずっと、計測したたびに積み重なって6台となっていることもあるんですか。

●事務局

この自転車は、実際取りに来られなかったケースです。

●鈴木（弘司）委員

撤去された台数ですか。

●事務局

はい。イコール撤去された台数です。

●鈴木（弘司）委員

この撤去された自転車というのは、どのあたりに置かれたものか、南側北側どちらに多いか、そういう特性は確認されているんですか。

●事務局

場所は確認をしております。

●鈴木（弘司）委員

それに特徴的な傾向があって、例えば追加に対策をされるとか、そういうことを考えておられたりとかは。

●事務局

とりあえず、まずは確認をというところまでです。

●鈴木（弘司）委員

北と南、どちらが多いというのは、状況としてはご存知ですか。

●事務局

状況としましては、南側のほうが多いです。

●堀田委員

その件についていいですか。南側のことで、僕はあそこの近くにいる人間ですけど、一番とめたい場所がとめられなくなっているの、あれ、跡は何に使うんですかね。よく言われるんです、何でここを置かしてくれないんだと。一番近くて便利なところがダメとなっているんです。それで離れた場所に行けということなんで、急ぐ人はおそらくあそこにとめて走ると思うんですが。これ、答えられますか。なぜあそこをダメにしたか。心情的にはあそこに絶対とめたいわ。結構な面積ありますので。

●事務局（大橋部長）

総務部長の大橋と申します。今、堀田委員さんが言われるところは、元々駐輪場だったところですね。一応あその場所は歩道ということで、道路となっております。今までが歩道を駐輪場にしていたと。そこにおいて、駅前が雑多といいますか、整理はしていますが、朝の通勤の時間帯だけの整理でございましたし、駅前として通行の方の支障にもなっていたというところで、今回、指針に沿いまして、駐輪場を整備して、あそこを奇麗にしたと。今現在は、舗装しなおしまして、歩道の形にいたしました。道路は全て、こちらの資料にあるように駐車禁止という指定になっておりますので、今はとめていただいております。

あそこは道路の一部でございまして、その後の利用方法については建設部のほうが管理しておりますので、その中で、空いたところに何を入れるかというのは、まだ検討中というところでございますので、よろしく願いいたします。

●堀田委員

ボランティアの人がみえるんですが、中には怒った調子で何でとめさせてくれないんだ、と言ってくる人もいますので、その旨を答えられるようにしておかないと。あの人たち

はいつも怒られっぱなしなので、かわいそうです。僕も言われたことがあります。行政のやることはこんなもんだと捨て台詞言う人もいくらでもおります。そりゃあ人情的にとめたいです。今までとめていたところが急にダメだと言われて、あっちに金払ってとめろということになると、行政はいったいなんなんだ、我々のためにやってくれているんじゃないのかという不満がものすごくあると思います。その辺をもうちょっとわかりやすくやってやらないと行政不信、利用する人に誤解されちゃうので。住民のためにやっているんだということは、なかなかわかりづらいんですけども、もうちょっとわかるようにしておかないと、自転車の整理をしている人がかわいそうです。お願いします。

●中村会長

よりよいまちづくりのために、自転車の利用の適正化ということで議論して、そういった方針で整備を進めていただいている訳ですけども、なかなか説明が十分じゃないところもあるかもしれないですね。その辺のところはぜひ伝えていただいて、ご理解いただけるような対策が必要かと思えます。

●橋本委員

それに関連して。北側を今回整備したということなんですが、北と南の利用者は、やっぱり圧倒的に南が多いということですか。と言いますのは、南側は新しくできた新興住宅が多くてですね、自転車が利用できれば、ということを出ていると思うんですが、北側は昔からの街並みで高齢化が進んでおまして、健康のためにも、引きこもるよりも出歩いたほうが良いということで、せっかく新清洲という近い駅がありますので、自転車でなら行けるけど、歩きではちょっと行けないなど。近隣の方が利用される場合に、北のほうは2箇所、駅に近いほうと遠いほうがありますね。この辺が、例えば有料化ということであれば、近いほうは高く、遠いほうは安くとか、反対に近隣の方はできるだけ歩いてくださいということなら、それを歩く場合に、当然駅に近い人ですから、家から出て遠くの駐輪場に入れられると。気持ちとしては、近くの人で家から出て遠いほうへ行くよりも、できるだけ駅に近ければ近いほうが良い。遠い方は若干駅から離れても、家から駐輪場までの距離がはるかに長いわけですから、このくらいならいいやということもあるかと思えますが。有料化の料金の差というのはあるんでしょうか。

●事務局（大橋部長）

元々ですね、新清洲駅につきましては南側が、今の歩道等、区画整理をして空いているところのこともありましたし、歩道を使ったスペースが多くありました。今現在、北側につきましては、狭い道路であり、元々市の駐輪場としては小さなものしかございませんでした。ですので、北側の方たちも、止められない場合は南のほうに回っていただいて、とめていただいていたという状況でございます。

今回、駅前の歩道を、広いところだけではなく狭いところも、あのあたり全てが駐輪場となっておりましたので、それを奇麗にするということと、盗難等防犯上のこともいろいろ含めまして、新しい駐輪場を整備し、整備をするにあたっては利用者の受益者負担等も考慮して有料化になったわけですが、北側のほうは屋根もついておりません。区画整理をするということで、構築物ができないと、今の状況では。今後、整理ができた後、南側と同様の屋根つきのものに整備するんですけれども、今は仮の状況でございます。です。今、料金としましては、南側が月2,000円、北側が月1,500円ということで、屋根がついていない分お安くさせていただいたというところでございます。それに応じて、学生の方たちの割引も同様となっております。新たに追加したところにつきましては、少し離れておりますけれども、同様とさせていただきます。

こちらの北側のほうは、やはりスペースが少ないものですから、通勤・通学で月締め、1か月単位でご利用していただく方に限定しております。1回ごとに使われる方につきましては、南側のほうに1回ずつ精算ができる機械がございます。また、北側のほうには、名鉄さんが一番近いところで整備されて、100台弱だと思いますが、1回100円ということでやってみえます。市で整備したのも1回100円と、同じ料金でやっている状況でございます。以上でございます。

●事務局（後藤課長）

少し補足いたします。今のご質問の中で、南エリアの契約の方と北エリアの契約の方でどちらが多いですかというのがあったと思います。3月に供用開始しまして、その後一度契約者の住所等を調べて、状況を確認いたしました。これは4月の段階のお話ですので参考程度になるかもしれませんが、サンプルが取れた件数が791台分、南エリアと思われる契約者の方が342件、これが全体の43.2パーセント、北エリアの契約と思われる方が449件、56.8パーセントになっています。現状ではやはり北エリアの方のほうに契約者が多いという状況になっております。それで、北のほうの駐車場の予約待ちが結構多かったということがありましたので、今回第2駐車場を整備した運びとなりました。

それで今、現状ではですね、資料2の②を見ていただきますとわかりますように、予約待ちについては一切発生しておりません。ただし、当初見込んでおりました、南の駐輪場から北の駐輪場へ変わるのではなかろうかと予想していた方が、予想よりもちょっと少なかったという現状でございます。です。少々料金が高くても、南側の屋根があるほうがいいと判断された方が多かったような形でございまして、今のところ北の第2駐輪場につきましては、稼働率がこのように37.3パーセントということになっておるのは、そこら辺のところの契約状況もあるのかなというふうに分析をしております。以上です。

●中村会長

はい。ありがとうございました。今の件、よろしいでしょうか。

その他、何かございますでしょうか。

●仙石委員

先程の放置自転車の状況なんですけど、11月までは結果が出ているんですけど、第2駐車場が9月21日から供用開始されたということで、最近、12月以降の状況というのはまだ調べられていないのでしょうか。

●事務局（後藤課長）

件数としては、まだ12月の分までしか出ていないんですけど、ゼロにはなっていないです。そしてやはり、放置されている場所は南エリア。南エリアに放置自転車があり、現状、北のほうには放置自転車は確認されておりません。

●中村会長

すると、今までの20台とか7台とかいうのも、全部南エリアですか。

●事務局（後藤課長）

基本的に南エリアがほとんどです。

●事務局（大橋部長）

補足させていただきますと、放置自転車となっているものは、有料駐車場が嫌だから駐輪場外にとめている方ではなく、本当に放置された自転車だと思われます。というのは、放置自転車を回収すれば、自分がもし乗って帰るのであれば、その場所になれば問合せがございませぬ。それが一切ありません。ですので、放置自転車の処理として、最終的に処分をしております。保管庫に持って行ってそのままにしているというのがほとんどです。資料に台数も出ていますが、これは有料にとめるのが嫌だから放置しているという解釈はしておりませぬ。ゴミとして置きっぱなしにされた方。盗難車だといけませんので、防犯登録などで所有者照会を警察にして、処分につきましては条例で定められている必要な期間、保管をして、その後何の連絡もない方については最終的に処分をしております。防犯登録で所有者がわかった場合、その場合はこちらから、こういう自転車がこちらにありましたよ、だから取りに来てください、という通知を出しておりますが、返事が返ってこないというのがほとんどでございます。ですので、今ここで議論されております、有料だから放置自転車になったということじゃないというふうにはこちらは解釈しております。

●堀田委員

盗難車多いですよ。大体JRで盗んで新清洲の駅に置いていくと便利なんです、盗む人は。私も7台全部盗まれました、5年くらいで。大抵JRに行くときあります。だから、放置自転車

を許さないという意味では今回ものすごく役立っていると思います。格段に減っています。

●中村会長

仮に、路上に乱雑にとめられる状況だと、そういう台数も増えてくる可能性がありますね。ですからそういう観点からは非常に効果があったと。

その他ございますか。よろしいですか。それでは、引き続きデータを取っていただいて状況を注視していただきたいと思います。

では2番に行きたいと思います。資料3「JR枇杷島駅自転車等駐車場の整備について」事務局から説明願います。

●事務局

<資料3の説明>

●中村会長

ありがとうございました。今の件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

事前協議に予想以上に時間がかかったというのは、どういうことが想定外だったんでしょうか。もし差し支えなければ教えていただけますか。

●事務局

当初、私どもが聞いていたのは、大体5月くらいに承認が出るのではないかということだったんですが、事前に都市整備課さんのほうが中部地方整備局さんのほうに、正式に申請する前に調整といたしますか、話し合いに行かれたときに、いろいろ指摘事項が出てきたということで、そこでさらに詳細を詰める必要が出てきたというところで、私どもと県の都市整備課さんとの協議も長引いてしまったという形でございます。

●中村会長

わかりました。若干遅れているということですが、11月を目処に今進められているというご報告です。よろしいでしょうか。

はい。ではこの件はご承知いただいたということで、引き続きまして資料4番ですが、「JR枇杷島駅周辺自転車等放置禁止区域の指定について」お願いします。

●事務局

<資料4の説明>

●中村会長

ありがとうございました。先程ご説明いただいたJR枇杷島駅での駐車場の整備に合わせる形で、前回、1年前になりますが、この協議会でご承認いただいた放置禁止区域ですね、半径300mというものを実際に導入するというので、ご確認をお願いしたいということだと思います。この件につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

●鈴木（弘司）委員

先程の資料の3のところ、11月から新しい駐輪場ができるということだと思うんですが、その半年前、仮設駐輪場を整備される段階があったと思うんですが、例えばそのときから放置禁止区域を動かすことは可能なんですか。例えば仮設駐輪場の利用の段階から、ある程度この駅はこういうふうな形で放置禁止区域になるとわかっていたほうが、いいのかなという気もするんですけども。

●事務局

事前に広報等の周知は、例えば3か月前とかに、新清洲駅のときもしておりますので、今回もそういった形をとりたいというふうに思っております。

●鈴木（弘司）委員

施行時期が11月というのはもう決まっているんですか。

●事務局

供用開始と同時ということで方針は決めております。

●中村会長

利用者の心理からすれば、綺麗なものができあがったので、放置禁止区域も合わせて導入するというのがわかりやすいだろうということと、暫定的な駐輪場を利用している間に、将来11月にオープンするので、そのときからこれが適用されるというのを周知する期間にあてるということで、こういった形になっているのかと思います。今の鈴木委員のご指摘は、取り壊した時点でこの放置禁止区域も実施することができないのでしょうか、ということだと思うんですが、なかなか、そういった業者のことを考えると厳しいところもあるかもしれないですね。

●鈴木（弘司）委員

自分の話なんですけれど、私の住んでいる町でも丁度、駐輪場の整備という話がありまして、仮設駐輪場を外に造って、その後こういった形で放置禁止区域を整備された。ただ実際、今仮設の状態のときに、結構駅の近くがひどい状態で自転車をとめられたりすることがありまして、生活者からすると、仮設の状態であっても、ちゃんと縛っていただく

というのが前提となっているというのがわかっていたほうがいいかな、という実体験に基づいて感じていることなんですけど、丁度タイムリーなものでしたのでお尋ねしました。

●中村会長

その仮設の駐輪場のスペースというのは、本設のときと同じだけ確保されるんですか。

●事務局

仮設のほうは、資料3の参考2の位置図がございまして、場所的にはこの東口の赤印の予定地のもう少し北に行ったところなんです。50mくらい行ったところに市有地がございまして、面積的にはこの駐車場スペースを網羅できるような面積はございまして。西口のほうは、赤印のすぐ隣に同じようなスペースがございまして、そこをご利用していただこうと思っております。

●中村会長

ですから、若干北側は離れることがあるかもしれないけれども、スペース的には同じだけは確保されるので、あんまり外にあふれることもないことを想定されているということだと。その辺りも経過を見守っていただければと思います。

●事務局（大橋部長）

鈴木委員からご提案ありましたように、東側につきましては今現在よりちょっと遠くなりますので、近くにとめたいという心理という意味で、放置自転車が増える可能性もございまして、そのあたりは施行を進めていく中で、取締りとか、注意喚起や現場に立つといった指導は必要になってくるのかなと思っております。

●中村会長

この赤いところについては、工事中なので当然入れなくなるわけですね。すると、その外側のところにとめたりすることが増えてきかねないということで、そのあたりのところも注視をしていただいて、必要な措置を取っていくようお願いしたいと思っております。それと、住民の方々に11月からこうなるということ、できるだけ早く周知していただきたいと思っております。

その他、何かございますか。

●仙石委員

JR枇杷島駅の駐輪場は初めから有料化ということなんですけど、料金について差し支えなければ教えてください。

●事務局

まだ決定はしておりませんが、新清洲を参考にして設定するような形になると思います。

●中村会長

よろしいでしょうか。それぞれ組織から来ていただいている方もいらっしゃいますが、何かご意見があれば。

●杉本委員

今、資料を見せていただいているんですが、放置自転車ということで大変問題になっているかと思いますが、例えば清洲の駅で西側東側になっているとか、西枇杷島の地域でも、この区域ですね、こういうのできましたよ、放置してはいけませんよ、というのがありますが、放置自転車って大体どれくらいあるんですか。

●事務局（大橋部長）

清須市には11の駅がございますが、駅前の整理の中で、放置自転車と思われる、札を付けて、撤去して、本人確認をして、最終的に処分をするわけですが、大体年間500台くらい処分をしております。札を付けて、所有者がわかって通知すると取りに来る方もございます。ですが、大半は、自転車を消耗品と考えてみえるのか、なかなか取りにみえない方のほうが多いです。ですので、年間平均して500台。ですが、最近は減ってきておりますし、新清洲駅を整備してからは、新清洲だけでもすごく出ていたんですが、そういう放置自転車はなくなりました。ですから、ここに数字が出ている3か月で6台程度ですので、前は一月に何十台と駐輪場の中に放置自転車がかなり溜まっておりましたので、その分は結果が出ていると思っております。

●杉本委員

それから、もうひとつあるんですが、その放置自転車の処分方法をもっと早く、例えば行政でやるとか、私は知らないんですが、法律的にどれだけ置きなさいとか、いろいろ条件があるとは思いますが、それをクリアすることはできないんですか。

●事務局（大橋部長）

一応、放置自転車も車両と同じで個人の所有物ですので、一定期間保管しなさいと法律で決まっております、それによって保管をしています。バックヤードといいますか、保管するヤードを設けておまして、まず撤去して、一応保管をする。番号をつけて、もし取りにきた方がいてもわかるように管理しております。3か月間保管しまして、それで所有者がわからないものについては、今は売却処分ができるようになりましたので、買い取

っていただいています。

●杉本委員

そうすると、早くはできないですね。

●事務局（大橋部長）

そうですね。法律で本人に周知して、一定期間を保管しなさいというふうになっておりますので、うちの条例のほうでもそのように定めております。法的に処理しないと、所有者が現れたときに、先に処分していると、ちょっとまずいことになりますので。

●中村会長

3か月というふうに決められているんですか。

●事務局（大橋部長）

本市では3か月としてやっております。正式にいうと、法律のほうでいいますと6か月という言葉も出てくるんですけども、捉え方によって3か月というふうにできるかと。いろいろとよその町も見ていると、3か月くらいで処分をされているところもございましたので、うちは今3か月でやっております。

●堀田委員

その3か月というのは、その場所において3か月ということですか。多分、西枇杷島もそうだと思うんですが、新清洲もフィールドの駐車場に放置自転車が増えているんです。多分放置禁止区域をやるとアオキスーパーにも放置自転車が増えると思うんだけど、それって手続きはどういうふうなんですか。

●事務局（大橋部長）

今、私がお話したのは市道ですね、道路にあるものについての処分の仕方ですので、民間さんの場合は民間さんの中で告知をしていただいたりして、一定期間保管をしていただくことになると思います。

●堀田委員

それは西枇杷島警察署で指導を受けたほうがいいのでしょうか。

●事務局（大橋部長）

警察のほうでもどうなのでしょうかね。私有地の中だと、基本的には民間さんの中で処分になるかと思っておりますので、こうしなさい、というのは特にないかと思うんですけども。

ですから、やはり所有物ということで、一定期間は張り紙のようなものをして、これは放置自転車です、所有者の方は申し出てください、といったようなことはやっていただく必要があるかと思うんですけれども、その期間はといいますと、一応法的に、役所がやるような期間はやっていただいたほうがいいのではないかと、といったくらいの話しか私にはできないかと思うんですが。

●堀田委員

確実にアオキスーパーさんにも迷惑がかかると思います。目の前がスーパーだと、丁度いいですね、買い物したようなフリをして行ってしまえば。それで利用している程度ならいいですけど、さっき言ったように、盗んだやつを置きっぱなしでどっか行っちゃったというのが困る。前も1年に50台、60台溜まりましたよ。3年も経ったらトラックいっぱい、警察の立会いのもと持っていってもらったけれど。絶対そういうのが増えるので、それを訴えられたら困るので、どの程度までやれるかというのを教えてもらえるとありがたいと思ったんですが。

●中村会長

その辺りの手続きについて、西枇杷島警察署の方、何かコメントしていただけるとありがたいんですが。

●竹内規制係長（大西委員代理）

先程も説明がありましたとおり、道路上にあるものについては警察でもやることができますんですけれども、私有地の中については、ご存知のとおり、防災行政課のほうから犯罪の被害に遭ったものではないかと照会が来てまいります。犯罪被害に遭われたものであれば警察のほうでも被害者への還付という形でできるんですけれども、それ以外のものについては、やはり管理者さんの責任において処分していただくという形になります。なので、時間的にかかるというのはよくわかるんですけれども、必要な手続きの期間なので、その部分はやむを得ないのかなという思いでおります。

●中村会長

そうすると、民間についてもある程度独自にさせていただくことができるということですか。

●竹内規制係長

そういうことです。管理権に基づいてですね。

●中村会長

はい。放置自転車の問題、ものすごい行政コストですから、この平成26年3月の基本方針にも載っているんですけど、年間の撤去台数が約500台、市の自転車等駐車対策に関わる数値が1,500万のマイナスということになっていますね。ですから、自転車の処理等するだけでもものすごいコストがかかっているということですので、この辺のところもいろいろコントロールすることによって、かなり削減につながっていくということになるのかと思います。

その他、何かご意見ございますでしょうか。

よろしければ、報告事項等はここまでですけれども、その他に何か事務局のほうからございませんか。

●事務局

特にはございません。

●中村会長

それでは事務局のほうにお返ししたいと思います。

●事務局

それでは、長時間にわたりご苦勞様でございました。これで本日の議事は全て終了いたしました。皆様方のご協力によりスムーズな進行ができました。これを持ちまして、「平成28年度清須市自転車等駐車対策協議会」を終了いたします。お疲れ様でした。

会 議 の 結 果

会議の経過に示したとおり